

第 673 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 6 年 10 月 3 日（水） 9 時 52 分～10 時 55 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、檀上委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について (2) 特定最低賃金の金額改正の審議等について (3) その他	
議 事 内 容	
<p> 飯田賃金指導官 おはようございます。 定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、始めさせていただきます。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日は、千田委員、山口委員、堀井委員、谷口委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令 第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足していることを御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行につきまして、会長をお願いいたします。 </p> <p> 梅野会長 ただ今から、第 673 回兵庫県地方最低賃金審議会を開会いたします。 各委員の皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。 では、議事次第（ 1 ）「特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について」です。 改正必要性の有無に関しては、各専門部会を設置し、それぞれの専門部会において、審 議を行ってきました。 </p> <p> 改正必要性の有無の審議について、全会一致で決議した場合は最低賃金審議会令第 6 条 第 5 項を適用して、必要性の有無の答申を行うことになっていりましたが、全会一致となら なかった場合は、本日この本審で審議を行い、答申をするということになります。 今年の特定最賃の専門部会については、申出があった 7 件について、8 月 20 日から慎重 </p>	

に審議をいただき、自動車小売業を除く6件について、改正必要性ありとの結審に至り、続けて金額改正審議を行いました。

一方、自動車小売業については、改正必要性の有無について、全会一致には至りませんでした。したがって、本日の議題(1)として、自動車小売業についての最低賃金改正必要性の有無について、審議を行うということになります。

まず、専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議の経過、結果については、坂本部長から報告をお願いします。

では、事務局、お願いいたします。

飯田賃金指導官

はい。

それでは、お手持ちの資料の27ページを御覧いただけますでしょうか。

そちらに報告文がございます。

では、報告文を読み上げさせていただきます。

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったため報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 梅野巨利 坂本知可 三上喜美男

労働者代表委員 篠崎翔 橋本欣也 森田直樹

使用者代表委員 東健一郎 今井晋生 倉本信二

以上です。

梅野会長

では、坂本部長の方から報告をお願いします。

坂本委員

それでは、私の方から御報告を申し上げます。

自動車小売業は現行額963円ということで審議が始まったのですが、審議経過については、8月27日、9月10日、9月12日の3回にわたって、改正必要性の審議を行いました。

その結果、必要性ありとの結論には至らず、結審をいたしました。

1回目8月27日の審議についてですが、労働者側からは、自動車産業は国の基幹産業で、

賃金を引き上げることで、産業の魅力を向上させて、特に若年層の人材確保を目指したいと考えるので、改正必要性ありと御主張されました。

使用者側からは、兵庫県内での登録台数が、例年に比べて、約 10%減少しているということ、また電動化等 100 年に 1 度の変革期と言われていて、近年いろいろ見直しがされているので、変化に対応したビジネスモデルの構築が必要である。そのような状況下で、自動車小売業といっても、各社によって、小売りや整備といったその比率が異なる状況もあって、一律で自動車小売業として扱うことは非常に困難だということで、改正の必要性はないと御主張されました。

その後、2 回目 9 月 10 日、3 回目 9 月 12 日と継続して審議を続けましたが、労働者側からは賃上げというのが業界の魅力を伝える一つの指標であって、他業種は必要性ありとなっているため、オール兵庫で賃上げに取り組む必要性もあるのではないかと御主張がなされました。

一方、使用者側からは、引上げの必要性自体はあることは分かっているが、地賃が大幅な引上げとなっているので、特賃としての引上げはもう不要ではないかということ、さらにそもそも自動車小売業については、特賃としての枠組み自体が、必要はないのではないかと御主張がなされました。

以上のとおり、3 回にわたって、審議を重ねたのですが、全会一致には至らず、改正必要性ありという結論には達しませんでした。

最後に、この結果を受けて、労働者側の委員から、次のような御意見がありました。

「労働者側としては、具体的な数字、世間の情勢や産業別の状況等ほぼ全てといっても良いぐらいの意見を出させてもらった。それに対して、使用者側委員からは、所々労働者側の意見とかは理解はできる、おっしゃっていることはよく分かる、といった言葉はあったにも関わらず、今回のような結果になったのはとても残念です。」といった御意見でした。以上です。他に何か付け加えていただくことはございませんでしょうか。

各委員
(特になし)

梅野会長

改正必要性の有無については、3 回にわたって、専門部会において、審議を尽くし、この専門部会報告に至ったものです。

本日この専門部会報告について、出席委員の方から御意見をいただいて、その後部会報告の内容について、労使の委員の確認を取り、改正必要性の有無についての答申を行います。

ここで、労使それぞれ打合せは必要ですか。

労使委員
(申出なし)

梅野会長

それでは、この専門部会報告の内容について、労使双方の意見の再確認をいたします。
双方の意見が一致しない場合は全会一致の議決にならず、必要性は認められないという結論です。

では、労働者側委員の方は、兵庫県自動車小売業最低賃金改正について、必要性を認めるという御意見ですね。

労働者側委員

はい。

梅野会長

では、続いて、使用者側委員の方は、兵庫県自動車小売業最低賃金改正について、必要性を認めないという御意見でよろしいですか。

使用者側委員

はい。

梅野会長

ただ今、本審として労使双方に専門部会の報告の内容について、意見の再確認をいたしました。結論として、全会一致には至らず、改正必要性ありとはなりません。

したがって、本審議会での結論も専門部会報告のとおり、自動車小売業最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論には達し得なかったということになります。この内容で局長に答申を行います。

では、事務局、この内容で答申文（案）の作成をお願いします。

安積賃金室長

はい、準備させていただきます。しばらくお待ちください。

（事務局が答申文（案）を作成し、会長が確認。答申文（案）を出席者に配布。）

梅野会長

では、答申文（案）の確認をいたします。
事務局で文案を読み上げてください。

飯田賃金指導官

（案）

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

梅野会長

ただ今の文案内容でよろしいですか。

各委員

はい。

梅野会長

では、答申文（案）から（案）を消したものを答申文として、本審に答申いたします。

（会長から労働局長に「答申文」を手交）

（事務局、出席者に「答申文」の写しを配布）

梅野会長

では、次、議題（2）「特定最低賃金の金額改正の審議等について」に移ります。

各専門部会が金額改正の審議において、全会一致で決議した場合には、その審議経過の報告を行い、全会一致で決議されなかった場合は、この本審において、改正審議を行うということになっています。

はん用機械器具等製造業専門部会においては、9月11日に改正必要性ありを全会一致で決議しました。その後、9月27日、10月1日、2日にわたり、金額審議について、慎重審議をいただいたのですが、残念ながら全会一致での決議とはなりませんでした。

まず、専門部会報告について、事務局で読み上げていただき、その審議経過・結果について、部会長の桜間委員から報告をお願いいたします。

では、事務局で読み上げをお願いいたします。

飯田賃金指導官

はい。

お手持ちの資料の13ページ、14ページを御覧いただけますでしょうか。

それでは、読み上げさせていただきます。

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 桜間 裕章

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 上林憲雄 桜間裕章 高階利徳

労働者代表委員 岩崎和人 小菅梨絵 坂元隆一

使用者代表委員 下岡隆 中崎芳喜 松下田佳子

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業

(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

八 塗装におけるマスキングの業務

二 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,087 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

桜間委員

それでは、私、桜間の方から、審議経過等について、御報告いたします。

はん用機械器具等製造業については、賛成3名（労働側の3名）、反対2名（使用者側の2名）での採決によって、結審をいたしました。

はん用機械器具等製造業最低賃金は、現行額1,035円から引上げ額プラス52円、改正額1,087円、発効日12月1日として、部会報告を取りまとめております。

審議経過についてですが、9月11日に金額改正の必要性の審議、9月27日、10月1日に金額審議を行いました。

改正必要性の審議については、労働者側から、春闘の賃上げ率や大阪府との賃金格差を解消し、働き手の流出を防止する必要性等を理由として、改正の必要性ありとの御主張がありました。

使用者側からは、地賃の引上げの状況や全国の動向等を総合的に鑑みて、引上げ額については、慎重に審議する必要があることを前提といたしまして、改正の必要性はありとの御主張がありまして、全会一致で合意に至りました。

金額改正の審議については、1回目（9月27日）の審議で、労働者側から労働協約下限を踏まえ、地賃の引上げ額プラス51円と地域間格差是正等としてプラス27円の1,113円が提示されました。

使用者側からは、連合が集計した300人未満の賃上げ率4.45%を参考にプラス46円の1,081円の御主張がありました。

その後、公益が労使それぞれと審議を進めましたが、金額の差は縮まりませんでしたので、2回目（10月1日）に金額審議を行いました。

2回目の金額審議では、冒頭、使用者側からプラス51円、地賃の引上げ額と同額の1,086円の御提示がありまして、その後審議を重ねましたが、労使の意見は一致せず、最終的には引上げ額51円かそれにプラスアルファするのかどうかという協議になりました。

結局、公益案を提出するという形となりまして、公益案としましては、近隣地域で大幅な引上げで決着したということも意識は全くしないわけにはいかないということで、地域間格差の是正、さらにプラス51円とプラス52円では影響率に大きな差がないということ

を理由に 52 円引上げの 1,087 円を提示いたしまして採決となり、その結果、賛成 3 名、反対 2 名ということで、52 円引上げの 1,087 円で結審いたしました。

以上でございます。

何か付け加えていただくことはございますでしょうか。

松下委員

今の内容で全く問題はないのですが、今いただいた資料の 3 ページの下から 3 行目に 51 円と 52 円での影響率が同じであることを理由にとあります。

同じではなく、今桜間委員がおっしゃったように大きな差がないということですので、そのように訂正をお願いいたします。以上です。

梅野会長

他専門部会委員の方で何か補足説明はありますか。

各委員

(特になし)

梅野会長

では、専門部会委員以外の方から何か御意見等ございますか。

各委員

(特になし)

梅野会長

それでは、本審としての審議に入ります。

はん用機械器具等製造業の金額審議については、審議を積み重ね、ただ今の部会報告のとおり、労働側、使用者側、双方の主張は御理解いただいたと思います。

ここで報告文を元に答申文(案)を作成いただいて、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

各委員

はい。

梅野会長

労使それぞれ打合せの時間は特に不要ですね。

各委員

はい。

梅野会長

では、採決に入ります。

事務局は、部会報告に基づいて、答申文（案）の作成をお願いいたします。

安積賃金室長

はい、準備させていただきます。しばらくお待ちください。

（事務局、当該文書を作成。会長が答申文（案）を確認後、出席者に答申文（案）を配布）

梅野会長

事務局の方で、答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

飯田賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

（案）

兵庫労働局長

赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業

最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては、先ほどの報告書と同文ですので、省略させていただきます。

梅野会長

それでは、採決を行います。

採決は、挙手で行い、出席者の過半数で議決することになります。

賛成、反対のいずれか一方に挙手をお願いいたします。

では、答申文（案）に対して、反対の方は挙手をお願いいたします。

（使用者側委員4名挙手）

梅野会長

では、答申文（案）に賛成の方、挙手をお願いいたします。

（公益委員 2 名、労働側委員 4 名挙手）

梅野会長

ありがとうございました。

賛成 6 票、反対 4 票、賛成多数と認めます。

では、答申文（案）から（案）を消した文を答申文として、局長あてに答申します。

事務局は答申文の準備をお願いします。

安積賃金室長

はい、準備をさせていただきます。

（事務局は答申文を会長に手渡す。）

梅野会長

ただ今から、答申文の引渡しをいたします。

（会長より労働局長に「答申文」を手交）

（事務局、出席者に「答申文」の写しを配布）

梅野会長

はん用機械器具等製造業の審議は、以上とします。

続いて、他部会の答申について、事務局から配布資料等の説明をいただいて、その後各部会から報告をいただきます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

安積賃金室長

それでは、事務局より、お手元にお配りしております資料の関係について、説明をさせていただきます。

表紙が第 673 回審議会資料と題した資料を御覧ください。

1 枚めくっていただきますと、資料目次を付けております。

次の 1 ページ目と 2 ページ目に、今年度の専門部会の委員の一覧表を付けております。

が各部会長、○が部会長代理ということになっております。

続きまして、資料の 3 ページ目になりますが、こちらが今年度申出いただきました 7 件の特定最低賃金につきまして、答申、改正、改定の状況を一覧にしたものとなっております。

今年度につきましては、申出をいただきました 7 件について、自動車小売業は改正必要性なしとなり、はん用機械器具等製造業を除く、5 業種ではプラス 51 円ということで答申

をいただいております。

また、はん用機械器具等製造業につきましては、先ほども御説明いただきましたが、専門部会では金額改正について、労使で全会一致には至らなかったということで、この本審において、先ほど答申をいただいたとおりの結果となっております。

資料の4ページ目を御覧ください。

こちらが今年度の審議経過の一覧となっております。黄色のところは金額審議を行った日程の表記となっております。下の専門部会のところで、黄色になっていないところが必要性審議を行ったという状況となっております。

この表の上から3、4枠目の改正の必要性のところに記載しておりますが、7月19日に改正必要性及び金額改正に係る諮問をさせていただきます、最賃法第25条1項及び2項によって、各専門部会の設置の決議をいただいたということになっております。

改正の必要性の審議につきましては、8月20日から9月12日まで延べ12回、金額の審議につきましては、9月9日から10月1日まで延べ10回、審議いただいたところとなっております。

続きまして、5ページ目以降につきましては、先ほども一部読み上げがありましたが、専門部会ごとの報告書及び答申文の写しをお付けしているところです。後ほど、御確認いただければと思っております。資料につきましては、私からの説明は以上となります。

梅野会長

ただ今の資料の説明につきまして、御質問等ございますか。

各委員

(特になし)

梅野会長

それでは、続いて、専門部会の審議の経過、結果について、各部会長からの報告をいただきます。

塗料製造業を含む5つの特定最賃については、担当した部会長ごとにまとめた順に説明いただきたく思います。

まずは、塗料製造業の部会長の坂本委員から報告をお願いします。

坂本委員

では、御報告申し上げます。

塗料製造業は現行額1,048円から引上げ額プラス51円、改正額1,099円、発効日12月1日として、9月24日に全会一致で、結審いたしました。

審議経過についてですが、9月3日に金額改正の必要性の審議、9月20日、9月24日に金額審議が行われました。

改正必要性の審議については、労働者側から、2024春闘の賃上げ率や他府県の塗料製造

業の状況を踏まえて改正の必要性ありという御主張があり、使用者側から物価上昇が現状の課題であることから、金額審議について、慎重に審議する必要性があるという前提のもとに改正の必要性ありとの御主張があったことから、全会一致で合意に至りました。

続いて、金額改正の審議についてですが、1回目(9月20日)の審議において、労働者側から労働協約下限額及び地賃の引上げ率5.09%を根拠として、プラス52円の1,100円が提示されました。

使用者側からは中小企業の値上げ交渉が進んでいないこと、資材価格や物流費等のコストアップ等を考慮してプラス35円の1,083円が主張されました。

その後、公益が労使それぞれと審議を進め、使用者側からプラス43円の1,083円という歩み寄りが見られましたが、差が縮まりきらなかったため、2回目(9月24日)の金額審議を行うことになりました。

2回目の金額審議では、冒頭、使用者側からプラス48円の1,096円の提示がありました。その後、審議を重ねた結果、これまでの良好な労使関係を維持して、三者合意を目指すということでプラス51円の1,099円で三者合意に至りました。以上となります。

何か付け加えていただくことがありましたら、お願いします。

各委員

(特になし)

梅野会長

では、続いて、鉄鋼業について、お願いします。

桜間委員

それでは、鉄鋼業専門部会の審議経過について、御報告いたします。

鉄鋼業は現行額1,065円から引上げ額プラス51円、改正額1,116円、発効日12月1日として、9月19日に全会一致で結審いたしました。

審議経過についてですが、8月20日に金額改正の必要性の審議、9月10日、19日に金額審議が行われました。

改正必要性の審議について、労働者側からは春闘の賃上げ結果を鉄鋼業に関わる労働者に波及させる必要があることから、改正の必要性ありとの御主張があり、使用者側からは優秀な人材の確保、物価高騰などの点から賃金引上げの必要についてはやむを得ないと考え。ただし、金額審議については慎重に審議する必要性があるという前提を付けて、改正の必要性ありとの御主張があり、全会一致で合意に至りました。

金額改正の審議については、1回目9月10日、労働者側から、今年の春闘における製造業の賃上げ率5.58%等を根拠としてプラス60円の1,125円が提示されました。

使用者側からは、本年度の賃金改定状況調査のうち、製造業Bランクの一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率2.6%を根拠にプラス28円の1,093円が主張されました。その後公益が労使それぞれと協議を進めましたが、金額の差は縮まりませんでしたの

で、2回目9月19日の金額審議を改めて行いました。

2回目の審議では、冒頭、使用者側から春闘の99人未満の製造業における賃上げ率4.09%を根拠にプラス44円の1,109円の提示があり、その後公労使で協議を重ねた結果、労働者側は連合兵庫集計の製造業平均の賃上げ率5%を勘案してプラス54円、使用者側は地賃目安を根拠にプラス50円で双方金額面での歩み寄りが見られました。

最終的には、これまでの良好な労使関係を維持するということで、双方が歩み寄り、プラス51円の1,116円で三者合意に至りました。以上です。

何か付け加えることがございますでしょうか。

各委員

(特になし)

梅野会長

それでは、続いて私が部会長を務めました電子部品等製造業と、それから計量器等製造業、この2つを続けて、報告いたします。

まず、電子部品等製造業専門部会です。

電子部品等製造業は、現行額1,002円から引上げ額プラス51円、改正額1,053円、発効日12月1日として、9月27日に全会一致で結審いたしました。

審議経過についてですが、8月23日、9月2日に金額改正必要性審議を行い、9月27日に金額審議が行われました。

改正必要性の審議について、1回目8月23日の審議では、労働者側から、労働協約下限額と現行特賃額の差119円、これを縮めること、そして、昨年以降労使交渉の中で若年層労働者の大幅な賃上げ方針を労使で共有していることから改正の必要性ありとの主張がありました。

使用者側からは、コスト増加に伴う吸収余力の弱い中小企業にとっては価格転嫁が難しく、大幅な賃上げは困難であるとの理由から改正必要性なしとの主張でした。

1回目、2回目9月2日と、審議を重ねた結果、ある一定規模の組合のある中小企業においては、最低賃金と同レベルの改定がなされていることが労使双方で確認できたことから全会一致で合意に至りました。

金額改正の審議については、9月27日の審議において、労働者側から春季の電機産業における産別最低賃金交渉で300人未満6.0%、兵庫においても6.3%という賃上げを達成していることから、プラス60円の1,062円を提示されました。

使用者側からは、当該産業の未満率の高さを考慮し、プラス51円引上げの1,053円が主張されました。その後、公益が労使それぞれと協議を進め、プラス51円の1,053円で三者合意に至りました。

続いて、計量器等製造業です。

計量器等製造業については、現行額1,002円から引上げ額プラス51円、改正額1,053円、発効日12月1日として、10月1日に全会一致で結審しました。

審議経過ですが、8月21日、8月23日に金額改正必要性審議を行い、9月9日、10月1日に金額審議を行いました。

改正必要性の審議ですが、1回目8月21日の審議では、労働者側は、当該産業の優位性を保ち、優秀な人材を確保するために改正必要性ありとの主張でした。使用者側は、輸送費、原材料費等が高騰し、価格転嫁が十分できないことに加え、地賃の大幅な上昇で苦しい状況にあることから、改正必要性はないとの主張でした。

1回目、2回目8月23日と審議を重ねた結果、今後計量器等製造業最低賃金の在り方そのものについて検討していく必要があるが、すぐに結論が出せるものではないので、今年度については改正必要性があるということで全会一致で合意に至りました。

金額改正の審議については、1回目9月9日の審議において、労働者側は、特定最賃の優位性を保つために労働協約下限額まで最大限の53円引上げ、1,055円を提示されました。使用者側は、今年度の地賃の大幅な引上げに対応することは困難であること、また労働環境整備への投資も検討する必要があるということを経由に51円引上げの1,053円を主張されました。

2回目10月1日の審議では、冒頭、労働者側から52円の引上げ1,054円の提示がありましたが、その後公益が労使それぞれと協議を進めた結果、51円引上げの1,053円で三者合意に至りました。

以上2業種続けて説明しましたが、何か関係部会の方、付け加えることはありますか。

松岡委員

電子部品等の専門部会の結果につきましては、部会長の御報告のとおりですが、電子部品等専門部会の労使での別室協議の場において、未満率についての話がありました。

電子部品等におきましては、未満率が他の特定最賃の業種に比べまして、高く、年々増加している状況にあります。

未満率が高いレベルで増加するという事は、最低賃金の制度そのものに対する大きな脅威でもあり、看過できないものと考えております。

従来、特定最賃は、県最賃に比べ、周知活動が少なく、十分に認知されていなかったおそれがあります。

電子部品等においては、労使ともに周知を図ってまいりますが、労働局におきましても、特定最賃の周知徹底についてお願いしたいと考えております。以上です。

梅野会長

では、ただ今の松岡委員の意見に対して、事務局から回答をお願いします。

安積賃金室長

ただ今松岡委員の方から御意見いただきましたので、今後の部分で御回答させていただきます。

行政機関としまして、兵庫労働局では、現状各市町村や各種機関、各種団体、事業場等

に対しまして、特定最賃分として合計約 2,400 件の周知依頼文とともにリーフレットやポスター等を送付予定としております。

それと併せまして、労働局といたしましても配下の各労働基準監督署とか安定所含めまして、さらに積極的に周知啓発を行っていきたいと考えております。以上です。

梅野会長

ありがとうございました。

では、続いて輸送用機械器具製造業についての報告です。

本日は部会長千田委員が欠席していますので、事務局の方で代読をお願いします。

安積賃金室長

では、部会長千田委員に代わりまして、事務局の方より私、安積から説明させていただきます。

輸送用機械器具製造業最低賃金について、御報告申し上げます。

輸送用機械器具製造業につきましては、現行額 1,075 円から引上げ額プラス 51 円、改正額 1,126 円、発効日 12 月 1 日としまして 9 月 13 日に全会一致で結審に至りました。

審議経過につきましては、8 月 22 日、28 日に金額改正の必要性の審議を行い、9 月 13 日に金額審議を行いました。

改正必要性の審議につきましては、1 回目（8 月 22 日）の審議では、労働者側から、労働者の生活水準の維持向上、人材確保のためにも春闘の賃上げ結果を関係労働者に波及させる必要があることなどから改正の必要性ありとの御主張をいただき、また使用者側からは賃上げについては、各社の事情に適したものである必要があり、影響を受けやすい中小企業にとっては非常に苦しい状況となる。また、価格転嫁が非常に難しい状況にあることから改正の必要性はなしとの御主張をいただきました。

1 回目、2 回目（8 月 28 日）と審議を重ねた結果、使用者側からは、双方考え方の相違はあるが、これまでに築いてきた良好な労使関係を維持したいということも鑑みて、必要性ありとの主張をいただき、全会一致で合意に至りました。

金額改正の審議につきましては、9 月 13 日の審議において、冒頭、労働者側から 2024 春闘の製造業の賃上げ率 5.00% を根拠に 55 円引上げの 1,130 円が提示されました。使用者側からは、実質賃金と物価上昇率を踏まえると、3% の賃上げは必要とのことから、33 円引上げの 1,108 円が提示されました。

その後、公益が労使それぞれの委員と審議を進めていただいた結果、最終的に使用者側からは、人への投資という背景を捉えてプラス 50 円が提示され、その後地賃との優位性も考慮し、51 円引上げの 1,126 円との御主張をいただきました。使用者側からのそのような主張がありましたので、労働者側も合意され、最終的には 51 円の引上げの 1,126 円で三者合意に至りました。以上です。

何か付け加えていただくことはございますか。

各委員

(特になし)

梅野会長

ありがとうございます。

では、以上各部会の経過等について、報告がありました。

全体について、何か御意見、御質問、感想等がございましたら、どうぞお出してください。

各委員

(特になし)

梅野会長

他になれば、議題(3)「その他」に移ります。

委員の方から何かございますか。

各委員

(特になし)

梅野会長

では、事務局から何かございますか。

岡本労働基準部長

はい、ただ今事務局から配布させていただきます資料に沿って、御説明させていただきたいと思います。

(事務局より、出席者に資料配布)

岡本労働基準部長

事務局からは、委員の皆様にご確認いただきたい事項とお詫びをさせていただく事項があります。

お配りしました資料は令和6年度版の最低賃金決定要覧の93ページ、94ページ、兵庫県の最低賃金に関する部分をコピーしたものです。

その94ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの兵庫県輸送用機械器具等製造業の最低賃金の欄の1号のところに赤丸を付けているのですが、「適用する使用者」の(2)を見ていただきますと、「船舶製造・(中ぼつ)修理業、(カンマ)船用機関製造業」と記載されております。

これは、「日本産業分類」の記載を踏まえた表記となっております。この日本産業分類が昨年、令和5年7月に10年ぶりに改定をされておりまして、本年4月1日から施行とな

っております。

この主な改定は、「各種商品小売業」など業種分類の改定が主なのですが、併せまして、軽微な改定としまして、「,」（カンマ）表記を「,」（とうてん）表記とする改定もなされております。

おそらく産業分類の中に 20 か所以上あると思うのですが、この改定により、特定最賃の件名などに対応が必要となるのですが、今般、急遽厚生労働本省からの指示によりまして、本年度において全国一律で対応するという事となりました。

続きまして、事前にお配りしております第 673 回本審資料の 20 ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは令和 6 年 9 月 13 日付けで答申をいただきました兵庫県輸送用機械器具製造業に係る答申文の別紙、この 2 号「適用する使用者」の（ 2 ）のところを見ていただきますと、「船舶製造・（中ぼつ）・修理業,（カンマ）船用機関製造業」と表記されております。

そのために、この答申を訂正する必要があるとして、本省から本審委員の皆様にご確認をさせていただき、了承を得るようという指示がありました。

そして、続きまして、先ほど 2 枚お配りしましたもう 1 枚の方を御覧いただきたいと思っております。

記以下のところを見ていただきたいのですが、「（ 2 ）船舶製造・（中ぼつ）・修理業,（カンマ）船用機関製造業」を「（ 2 ）船舶製造・（中ぼつ）修理業,（とうてん）船用機関製造業」に訂正するとしまして、会長から局長あてに報告することにつきまして御確認をいただければと思っております。

なお、他の多くの局は、現在、またはこれから金額審議を行いますので、その際に答申時に「カンマ」を「とうてん」に修正するという作業を行いますので、訂正の報告は基本的には発生しないと聞いているところです。

続きまして、もう 1 点はお詫びとなります。

また戻っていただきまして、決定要覧のコピーの 93 ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは計量器等の製造業最低賃金ですが、その 1 号「適用する使用者」の（ 2 ）のところ、こちらにも、赤丸をつけていますが、「管理,（カンマ）補助的経済活動を行う事業所」と 1 か所カンマ表記があります。これも先ほどの日本産業分類に沿った形でこういう表記がされています。

今度は事前にお配りした第 673 回本審資料の 24 ページを御確認いただきたいと思っております。

こちらは計量器等製造業最低賃金に係る今年の答申で、10 月 1 日にいただいたものの別紙となりますが、2 号「適用する使用者」のところを見ていただきますと、（ 2 ）ですが、「管理,（とうてん）補助的経済活動を行う事業所」と記載をしております。

輸送用機械製造業と同様に、本来であればここは「,」（カンマ）でなければならないのですが、「,」（とうてん）となっています。

実は本省の指摘によりまして、2 年前の答申時に事務局の方が誤って、これら計量器等

製造業の最低賃金等の一部を、本来「,」（カンマ）とすべきところを既に「、」（とうてん）に変更して答申文を作成していたということが分かりました。

委員の皆様には、事務局に不手際がありましたこととお詫び申し上げます。

これらの計量器等製造業等の一部についての今後の対応ですが、結果的には、本年度から「,」（カンマ）を「、」（とうてん）に訂正するという取扱いになりましたので、これらの変更につきましては、今回、特段の変更手続きの必要はないということとなっております。

改めまして、お詫び申し上げますとともに、今回、輸送用機械製造業の答申の訂正につきまして御確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

梅野会長

事務局から確認依頼がありました輸送用機械製造業最低賃金に改正決定に係る答申の「,」（カンマ）を「、」（とうてん）に訂正するという事によろしいですか。

各委員

はい。

梅野会長

では、この報告文（案）を正式の報告文として、事務局で作成いただいて、後ほど事務局から兵庫労働局長あてに報告していただきます。

では、本日の議題はこれで終了です。

次回の開催について、事務局から説明をお願いします。

安積賃金室長

次回の審議会の日程について、御確認させていただきます。

各特定最低賃金につきましては、今後異議申出があった場合、異議審を10月21日月曜日10時から開催するということで予定させていただいております。

はん用機械器具等製造業の結審は本日でしたので、異議の申出期限は10月18日金曜日となっております。

例年、特定最賃の異議審につきましては、異議がなかった場合は中止とさせていただきます。

そのため、急ぎの審議事項も特段なく、異議の申出がなかった場合につきましては、この異議審は中止とさせていただきますので、その次の本審としましては、年が明けまして、3月初旬頃の別途日程を調整させていただいた上で予定させていただきたいと考えております。

なお、3月の審議では、特定最賃の意向表明の確認、次年度の進め方、実地視察等を議題として予定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

梅野会長

では、次回は特に現時点で早急に審議を要する事項はないと思いますので、10月21日の審議会については、異議申出がなければ、中止で構わないということによろしいですか。

各委員

はい。

梅野会長

また、中止とした場合、その次の本審は3月初め頃の開催となりますが、よろしいですか。

各委員

はい

梅野会長

では、次回ですね。異議申出がなかった場合は、3月頃の開催とします。

開催日時については、後日事務局で調整をお願いします。

また、次回も公開として開催いたします。

他に事務局から何かありますか。

安積賃金室長

先ほどお伝え忘れておりました。

今回の異議審の中止の御連絡ですが、10月18日が異議申出の期限となりますので、もし、異議申出が無かった場合につきましては、10月18日金曜日の夕方5時過ぎに各委員の皆様に対しまして、事務局からメール等で御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

梅野会長

では、最後になりますが、局長から一言お願いいたします。

赤松労働局長

本日は大変お忙しい中、また雨の中、足元の悪い中、御出席賜りまして誠にありがとうございました。

日頃より、梅野会長を始め、各委員の皆様方におかれましては、労働基準行政、とりわけ最低賃金行政の円滑な推進につきまして、多大な御協力、御尽力賜っていますことを改めて御礼申し上げます。

兵庫県の特定最賃（産業別最低賃金）につきましては、去る7月19日に本審議会で諮問させていただきました。7件中6件について、必要性が認められ、金額改正の審議を経て、

答申をいただきました。

地域別最低賃金の審議に引き続き、長期にわたりまして、真摯に御審議をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

専門部会の委員の皆様方におかれましては、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

今後法令に基づきまして、所要の手続きを進めてまいりますとともに、最低賃金の周知・履行確保に重点を置いて取り組んでまいります。

特に特定最賃につきましては、先ほどもお話がありましたが、関係する業界団体との連携、協力が大変重要だと考えております。労使団体を始め、兵庫県、各市町など関係機関・関係団体に御協力をお願いしながら一層の周知に努めてまいります。

昨日、福岡厚生労働大臣は、記者会見において、次のようにお話されております。

「豊かさを実感できる所得増加を実現し、物価上昇を上回る賃上げを定着させるためには賃上げ支援を強力に推進していくことが重要であると考えています。最低賃金については、最低賃金法に基づき、労働者の生計費や賃金等のデータに基づいて、公労使三者で構成する最低賃金審議会で議論し決定をするものであり、総理からの御指示を受け、最低賃金の引上げの議論を加速してまいりたいと思っています。また、最低賃金審議会の円滑な運営を図りつつ、関係大臣と連携し、価格転嫁や生産性向上の支援等により中小企業等が賃上げできる環境整備にも取り組んでいきたいと考えています。」とこのように述べられております。

兵庫労働局といたしましても、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き、全力を挙げて取り組む考えです。

結びに当たりまして、委員の皆様方の御尽力に心から感謝申し上げますとともに、今後も御指導いただきますようお願い申し上げます御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

梅野会長

赤松局長ありがとうございます。

それでは、本日審議会これで終了します。

ありがとうございました。

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉